

亀山市告示第10号

亀山市固定資産税等返還金支払要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年5月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市固定資産税等返還金支払要綱の一部を改正する告示

亀山市固定資産税等返還金支払要綱（平成17年亀山市告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「当該納税者が提示する根拠となるものによって」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。